

監査委員の選任についての反対討論（要旨）

2011年5月臨時議会

2011/5/13

私は、日本共産党県議団として、議案第51号の、監査委員に、自民党の吉留厚宏議員と公明党の持富八郎議員を選任することに同意を求める件について、同意できないことを表明し、その理由を述べ討論いたします。

監査委員の性格と任務については、地方自治法でも明らかなように、その職務権限は、本県の財務に関する事務執行、本県の経営する事業の監査はもとより、みずからが必要と認めれば、本県が補助金、交付金、負担金、損失補償や利子補給、その他財政的援助を与えているものの出納、また指定管理者など公の施設の管理を行わせているものについても監査ができるなど、非常に広範な内容を含んでおり、憲法と地方自治法に基づいて住民の命と暮らしを守り、汚職や腐敗を厳しくチェックして、真に住民本意の公正にして厳正、効率的な財政執行を保障する上で、その果たすべき役割と権限は極めて重大なものがあります。

今回の提案同様、自民党と公明党の議員が監査委員であった2009年度、1件の住民監査請求が行われました。

それは、いわゆる「志布志事件」にかかわって、原告11名の弁護士が接見交通権を侵害されたとして国と県に対して損害を請求した裁判の判決に基づいて支払われた損害賠償金550万円の内県が支払った50万円と遅延損害金を合わせた60万113円について、元鹿児島県警本部長と元志布志警察署長に対してその損失を求償するよう勧告することを求めたものであります。

これに対して、監査委員会は、監査を行い、「求償権の根拠となる国賠法第1条第2項を踏まえて」検討した結果、「本件訴訟の判決において、弁護士固有の接見交通権を侵害し過失があったと認定されているものの、故意又は重大な過失があったとは認定されていないこと」として、求償権を認めず、請求には理由がないと「棄却」の判断を下しました。

監査委員会は、判決において「故意又は重大な過失があったとは認定されていない」としていますが、本裁判自体は、接見交通権の侵害の有無を争っているものであり、これに「故意又は重大な過失があった」という表現がなかったからと言って、「故意又は重大な過失」が無かったとは言っておりません。判決文を読めば、「重大な過失」どころか「故意」で行われたことは明らかです。

請求人が述べているように、本件公職選挙違反事件の当時の最高責任者であった元警察本部長と現地の元志布志警察署長は、裁判で認められた違法行為に重大な責任があることは明らかであり、11名の弁護士に対する損害賠償金を県民に負担させることは許されません。

この住民監査請求は、県自身が被告となった裁判の判決が請求の原因であることに対して、監査委員会が真に住民本位で公正に判断を下すことができるかが問われています。

裁判でも違法が認められた「踏み字」や「接見交通権侵害」を含め、証拠もないままに違

法捜査で「自白を強要」し「冤罪」を生み出した、志布志事件の本質を見ようとせず、表面的な検討で、「棄却」という判断を下しており、違法捜査を行い「冤罪」を作り出した、県警を擁護する立場で検討されたと思わざるをえません。

伊藤知事就任以来、本県議会では、わが党を除いて、提案された全ての議案に賛成するオール与党の議会となっています。4人の監査委員の内、一人は県職員OB、そして議員2人は、知事の議案にオール賛成の与党議員。

先に述べた、志布志事件にかかわる住民監査請求の監査に見られるように、県政執行に対して、公正、厳正な監査ができるのかはなはだ疑問であります。

以上の理由により、両氏の監査委員の選任に同意できないことを申し述べ、討論を終わります。